

広島県水道広域連合企業団管理規程第10号

広島県水道広域連合企業団会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 10 月 17 日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団会計規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団会計規程（令和 4 年広島県水道広域連合企業団管理規程第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（支出事務の受託者の報告） 第 40 条 <u>法第 33 条の 2</u> において準用する <u>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2</u> の規定により支出の事務の委託を受けた者は、第 37 条の規定の例により、その支出の結果を執行管理者に報告しなければならない。	（支出事務の受託者の報告） 第 40 条 <u>令第 21 条の 11 第 1 項</u> の規定により支出の事務の委託を受けた者は、第 37 条の規定の例により、その支出の結果を執行管理者に報告しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。